

品川区飼い主のいない猫対策事業実施要綱

制定 令和7年3月31日 要綱第96号

(目的)

第1条 この要綱は、区内に生息する飼い主のいない猫の適正な管理のために行われる区民等の活動（以下「地域猫活動」という。）を支援することで、猫の不必要な繁殖による頭数の増加を抑えるとともに、地域住民への被害および迷惑を未然に防止し、もって区民の快適な生活環境の保持および動物愛護思想の普及を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 飼い主のいない猫 人間に直接的に飼養されていない猫であって、特定の個人が住む家屋を主な居場所とせず、所有者のいないもの
- (2) 地域猫 飼い主がいない猫のうち、地域住民によって繁殖やふん尿、給餌等について適切に管理され、地域との共存が図られているもの
- (3) 不妊去勢手術 動物病院で獣医師が実施する卵巣の摘除、卵巣および子宮の摘除または精巣の摘除により生殖不能とする手術
- (4) 適正な定時定点給餌 給餌場所の所有者の許可を受けた場所で、時間を決めた給餌を行うとともに、食後ただちに餌（器を含む）の片付け、餌場の清掃等を行うこと。
- (5) トイレ設置 設置場所の所有者の許可を受けた場所にトイレ（排泄場所）を設け、その周辺を含めた清掃等を実施し、ふん尿トラブルを防止すること。

(方針および対策)

第3条 第1条に掲げる目的を達成するため、地域猫活動は、次に掲げる方針に従って行うものとする。

- (1) 飼い主のいない猫を地域猫として認知し、地域で管理していくこと。
- (2) 活動場所の地域住民とコミュニケーションをとり、活動内容の周知促進を図り、地域住民の理解および協力を得ながら、区、住民および関係者の協働によって進めること。
- (3) 飼い主のいない猫に起因する地域トラブルの軽減に努めること。

2 前項の方針に従い、区が行う対策事業は次に掲げるとおりとする。

- (1) 不妊去勢手術実施等への支援
- (2) 適正な定時定点給餌方法の周知
- (3) トイレ設置と排泄のしつけの方法の周知
- (4) 地域住民への理解促進を図るための普及啓発

(登録対象)

第4条 区が支援する地域猫活動の対象は、前条第1項の方針に従い区とともに地域猫活動を推進する目的をもって誠実かつ真摯に活動し、迷惑や苦情等

の原因にならないよう近隣住民とコミュニケーションをとり、かつ営利を目的としない団体または者であって、次の各号に掲げる支援事業の区分に応じ、当該各号の登録要件を満たすものとする。

(1) 品川区飼い主のいない猫との共生モデル事業

ア 町会・自治会を主体とする団体であって、当該町会・自治会が活動する地域（以下この号において「活動地域」という。）の良好な管理をしていること。

イ 団体の構成員が、活動地域の住民であること。

ウ 活動地域内で管理する猫が把握されていること。

エ 区が実施する説明会、講習会等に参加すること。

(2) 人と地域猫が共に生きていける環境づくり事業

ア 品川区内の登録した地域において活動を行う団体であること。

イ 構成員に、世帯を異にする3人以上の成人が含まれること。

ウ 未成年者の構成員がいる場合、当該構成員は成年者の構成員と共に活動に参加すること。

エ 代表者は品川区在住の成年者とし、かつ、団体の成年者の構成員の半数以上が品川区在住であること。

オ 区が実施する説明会、講習会等に参加すること。

(3) 品川区地域猫対策サポーター事業

ア 品川区民であり、区内で活動する個人であること。

イ 地域猫活動に関する知識を有し、実際に活動経験があること。

ウ 区が実施する説明会、講習会等に参加すること。

2 登録期間は、登録の日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

ただし、1月1日から3月31日までの間に登録した団体または者に係る登録期間の末日は、登録日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

（登録申請）

第5条 前条の登録を受けようとする団体または者は、次の各号に掲げる支援事業の区分に応じ、当該各号に掲げる書類等を区長に提出し、登録申請しなければならない。

(1) 品川区飼い主のいない猫との共生モデル事業

ア 登録申請書（第1号様式）

イ 地域猫活動管理対象猫一覧表（第3号様式）

ウ 活動計画書（第5号様式）

(2) 人と地域猫が共に生きていける環境づくり事業

ア 登録申請書（第1号様式）

イ 地域猫活動管理対象猫一覧表（第3号様式）

ウ 人と地域猫が共に生きていける環境づくり事業 町会・自治会 確認書（第4号様式）

エ 活動計画書（第5号様式）

(3) 品川区地域猫対策サポーター事業

ア 品川区地域猫対策サポーター登録申請書（第2号様式）

イ その他活動内容を示す資料

（登録認定）

第6条 区長は、前条の規定による申請を受領した場合、当該活動地域の調査を行う等、速やかに審査を行い、第4条第1項各号に掲げる登録要件を満たすことが確認できたときに登録認定する。

2 区長は、登録認定をしたときは、登録認定通知書（第6号様式）によって、通知する。

3 区長は、登録認定をしたときは、登録者全員に対し、品川区飼い主のいない猫対策事業認定証（第7号様式）を交付する。

（活動内容の報告）

第7条 品川区飼い主のいない猫との共生モデル事業に係る登録認定を受けた団体（以下「町会・自治会」という。）および人と地域猫が共に生きていける環境づくり事業に係る登録認定を受けた団体（以下「協力チーム」という。）は、地域猫活動報告書（第8号様式）により、品川区地域猫対策サポーター事業に係る登録認定を受けた者（以下「対策サポーター」という。）は、地域猫対策サポーター活動報告書（第9号様式）により、毎年度、活動内容を区長に報告しなければならない。

（登録の更新）

第8条 町会・自治会、協力チームおよび対策サポーターは、登録期間の末日が属する年度の2月末日（この日が休日（品川区の休日を定める条例（平成元年品川区条例第2号）第1条第1項に規定する品川区の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その直前の休日でない日）までに、次の各号に掲げる支援事業の区分に応じ、当該各号に掲げる書類等を区長に提出することにより、登録期間の更新を申請することができる。

(1) 品川区飼い主のいない猫との共生モデル事業および人と地域猫が共に生きていける環境づくり事業

ア 登録更新・変更申請書（第10号様式）

イ 地域猫活動管理対象猫一覧表（第3号様式）

(2) 品川区地域猫対策サポーター事業

ア 地域猫対策サポーター登録更新申請書（第11号様式。以下「登録更新申請書」という。）

2 区長は、前項の申請を受けた場合、当該申請を行った町会・自治会、協力チームまたは対策サポーターの活動内容の確認（町会・自治会および協力チームにあつては、その管理する地域の現地確認を含む。）を行い、登録の更新に支障がないと認めたときは、更新認定通知書（第12号様式）により通知する。

（登録内容の変更）

第9条 町会・自治会および協力チームは、構成員、活動地域等の登録内容に変更が生じた場合は、登録更新・変更申請書（第10号様式）により、速やかに区長に届け出なければならない。

2 町会・自治会および協力チームは、前条に規定する登録更新の際に併せて登録内容の変更を行おうとする場合、変更後の登録内容を登録更新・変更申請書（第10号様式）に記載しなければならない。

3 前2項に規定する登録内容の変更に際し、区長から求められた場合は変更内容に係る資料を提出しなければならない。

（地域猫活動管理対象猫の変更）

第10条 町会・自治会および協力チームは、管理対象の地域猫の情報を変更する場合、地域猫活動管理対象猫変更届（第13号様式）を提出しなければならない。

（資格喪失）

第11条 町会・自治会、協力チームおよび対策サポーターは、第4条第1項各号に定める登録要件を満たせなくなった場合、区長に対し登録資格喪失届（第14号様式）を提出しなければならない。

（登録取消）

第12条 町会・自治会、協力チームおよび対策サポーターが次に掲げる場合に該当することが分かったときは、区長はその登録を取り消すことができる。

(1) 第4条第1項各号に定める登録要件を満たしていない場合

(2) 本要綱の定めを逸脱する活動を行った場合

(3) 虚偽の申請に基づき活動する等、信義に反する行為を行った場合

(4) その他、当該の活動が、品川区飼い主のいない猫対策事業を進める上で支障があると認められる場合

2 区長は、前項の規定により登録を取り消した場合は、当該者に対し、登録取消通知書（第15号様式）により登録の取消しを通知する。

（助成対象者）

第13条 助成を受けることができる者は、登録申請をした申請者とする。

（助成内容）

第14条 区長は、次の各号に掲げる支援事業の区分に応じ、当該各号に掲げる助成等を行う。

(1) 品川区飼い主のいない猫との共生モデル事業および人と地域猫が共に生きていける環境づくり事業

ア 飼い主のいない猫の適切な管理のために必要な次に掲げる費用の補助

(ア) 雌猫の卵巣または子宮の摘除手術（以下「不妊手術」という。）に要する費用（1頭につき25,000円を限度とする。）

(イ) 雄猫の精巣の摘除手術（以下「去勢手術」という。）に要する費用（1頭につき15,000円を限度とする。）

(ウ) 譲渡を前提とした必要なワクチン接種等の医療費（1頭につき1

- 回のみ、7,000円を限度とする。)
- (エ) 不妊手術または去勢手術のための動物病院への運搬費(往復4,000円を限度とする。)
- (オ) 認定の際に登録された猫に対する餌代(1頭につき1,000円/月を限度とする。)
- (カ) 別表に掲げる管理に必要な物品費用(1地区につき2,000円/月を限度とする。)
- (キ) 区からの依頼により区民に対して猫の適切な管理に係る助言、捕獲方法の指導等(以下「区民サポート」という。)を行った場合の協力費(1回につき区内共通商品券2,000円分)
- イ 飼い主のいない猫の適切な管理のために必要な次に掲げるサービスの提供
 - (ア) 活動地域周辺民有地等の消毒・清掃事業者の派遣(月1回を限度とする。)
 - (イ) ボランティア保険の加入
- (2) 品川区地域猫対策サポーター事業
 - ア 地域猫活動促進のために必要な次に掲げる費用の補助
 - (ア) 不妊手術に要する費用(1頭につき25,000円を限度とする。)
 - (イ) 去勢手術に要する費用(1頭につき15,000円を限度とする。)
 - (ウ) 譲渡を前提とした必要なワクチン接種等の医療費(1頭につき1回のみ、7,000円を限度とする。)
 - (エ) 不妊手術または去勢手術のための動物病院への運搬費(往復4,000円を限度とする。)
 - (オ) 区民サポートを行った場合の協力費(1回につき区内共通商品券2,000円分)
 - イ 地域猫活動促進のために必要な次に掲げるサービスの提供
 - (ア) ボランティア保険の加入

(助成申請手続等)

第15条 申請者は、次の各号に掲げる助成の区分に応じ、当該各号に定める方法により申請等を行う。

- (1) 前条第1号ア(ア)から同号ア(ウ)までおよび同条第2号ア(ア)から同号ア(ウ)までの助成 手術等の完了の日から起算して30日を経過する日または手術等の完了の日の属する年度の3月末日(この日が休日(品川区の休日を定める条例(平成元年品川区条例第2号)第1条第1項に規定する品川区の休日という。以下同じ。)に当たるときは、その直前の休日でない日)のいずれか早い日までに、助成不妊去勢手術および医療行為完了証明書(第16号様式)および助成承認申請書および助成金請求書(第17号様式)に、申請する助成内容に応じ要した費用を確認できる領収書を添付して申請する。

- (2) 前条第1号ア(エ)および同条第2号ア(エ)の助成 第1号の申請と同時に、手術のための動物病院への搬送タクシー代助成申請書および助成金申請書(第18号様式)に、要した費用を確認できる領収書を添付して申請する。
 - (3) 前条第1号ア(オ)および同号ア(カ)の助成 3か月ごとに地域猫活動消耗品費助成金申請および請求書(第19号様式)に、申請する助成内容に応じ要した費用を確認できる領収書およびその内訳を確認できる明細書等を添付し、当該申請の対象となる3か月が経過した日の翌日から起算して5日以内に申請する。
 - (4) 前条第1号ア(キ)および同条第2号(オ)の助成 区民サポートの終了後、区民サポート報告および助成申請書(第20号様式)により報告および助成申請を行う。
 - (5) 第前条第1号イ(ア)の助成 地区の状況について事前に区との協議を行った上で、品川区地域猫活動にかかる協力民有地消毒・清掃申請書(第21号様式)により申請する。
 - (6) 前条第1号イ(イ)および同条第2号(ア)の助成 認定の際に活動構成員としての届出をすることをもって、当該構成員のボランティア保険の加入申請が行われたものとみなす。
- 2 申請者は、前条第1号ア(ア)から同号ア(ウ)までおよび同条第2号ア(ア)から同号ア(ウ)までの助成に係る助成金の受領については、手術等を実施した獣医師に委任することができる。この場合にあっては、助成承認申請書および助成金請求書(第17号様式)の裏面の委任状に必要事項を記載して、区長に提出しなければならない。

(助成承認)

第16条 区長は、前条第1項第1号から第4号までの規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、助成することを適当と認めるときは、予算の範囲内で、助成金の交付決定を行うものとする。

2 区長は、前条第1項第5号の規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、助成することを適当と認めるときは、予算の範囲内で、消毒・清掃事業者と契約し当該地区に派遣する。

3 区長は、前条第1項第6号の規定による届出を受理したときは、届出の内容に従って、必要な構成員に係るボランティア保険の加入手続を行うものとする。

4 区長は、前条第1項に規定する申請等に対し、助成をすることを不適当と認めるときは、助成不承認通知書(第22号様式)を交付する。

(助成金の交付)

第17条 区長は、第16条第1項第1号から第3号までに係る申請について、月ごとに各申請の内容を確認後、適法な請求書に基づき、翌月速やかに交付する。なお、助成金の交付は口座振込とする。

(決定の取消し等)

第18条 区長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたときには、助成金の承認を取り消すことができる。

2 区長は、交付決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の全額を返還させることができる。

(委任)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、健康推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表 (第14条関係)

対象経費	対象経費の内容
(1) トイレ等に関するもの	猫用トイレ、プランターなどの容器、砂などの消耗品
(2) 周知用印刷物	住民に周知するためのチラシなどの印刷発注経費
(3) その他	管理に必要と認められたもの